

八瀬地区懇談会（地区 61 人、町長、副町長、町職員 11 人）

平成 30 年 8 月 7 日(火)19 時 00 分～20 時 40 分

1. 八瀬区長あいさつ
2. 町長あいさつ
3. 協議事項説明

総務課長 皆様にお配りをしている資料で説明をさせていただきます。

まず、表の 1 の防災対策の質問です。（1）町長が以前「伊貴船の隣接地に雨水排水ポンプ場を設置してみてはどうかと思っている」と言っていたが、この土地は私有地か公用地か、また、国交省との協議が絡むということはどういうことか、土手の官有地の排水ポンプ場の利用は考えられないか、予定のポンプ能力は毎分何トンか、（2）①現実的かつ有効な対策を八瀬地区と協議することだったかどうなっているか、という質問ですが、これらをまとめた回答として、当初はゲートポンプ場の設置を検討していましたが、十分協議した結果、短期間で対応できる排水ポンプ車購入を行う方針としました。

次に、②八瀬地区・南側用水路への揚水ポンプの可動は大雨時に堰が転倒し、自動でポンプが停止する仕組みである。また、警報発令時に現場パトロールの中で確認されるということだったが、台風 18 号のときポンプの停止は確認できていたか、という質問ですが、ポンプの停止を確認しております。

次に、③八瀬樋門への流入を削減するための部分的に流域界の変更ができないか、水利組合と協議し減災に努めるということだがどうなっているか、という質問ですが、八瀬樋門には、松山市の雨水も流入しますので、今後、松山市と協議します。高尾田の水利組合とは、協議しましたが、現実的には難しいと思われまます。

次の④八瀬地区・南側の用排水路の断面、容量の調査の結果については、10 年確率雨量での排出量では若干の断面不足になります。

次に、（3）八瀬地区自主防災組織より台風 18 号当日 15 時頃、八瀬地区の隣接水路が溢れそうと、町に相談をし、消防団の出動を要請したが、その後の町の対応について、の質問ですが、午前 10 時 30 分に消防団全分団を招集して、巡回の指示を行い、その後、町内各地で土のうの設置などを行ってもらいました。八瀬や高尾田、日の出地区においては、第 2 分団が対応をいたしました。

次に、（4）八瀬樋門は台風 18 号時に開門状態でしたかという質問ですが、内水面排除を助長する程度、開門していました。

次に、（5）八瀬樋門の流れ口を直角から斜めにできないかということですが、構造物の設置基準が直角となっているようです。

次に、（6）台風 18 号当日の 22 時頃に浸水が一気に引いたのはなぜかという質問ですが、雨が止んで水位が下がったと考えます。

次に、（7）台風 18 号時の雨量として八瀬樋門・手前・水路の排水は排水ポンプ車（毎

分・30トン)が何台必要と推定しているか。排水ポンプ車・1台購入と国交省の出動で排水は大丈夫か、という質問ですが、想定外の雨量も考えられますことから推定できません。

次に、(8)排水ポンプ車の製造会社、何社に問い合わせたか、納期が平成31年8月になるのはなぜか、という質問ですが、調査したところ、納期が1年近く必要となることがわかりました。平成30年今年の9月議会に補正予算を上程して、できる限り早期納品に努めたいと思います。

次に、(9)排水ポンプ車の購入まで国交省の排水ポンプ車で対応とのことだが、台風18号時には排水が対応できていない現実をどのように考えているか。移動できる排水ポンプの設置は考えられるか、という質問ですが、平成30年7月豪雨では事前にポンプ車を配置要請しましたので、氾濫に至りませんでした。

次に、(10)重信川の積もった土砂の除去(特に右岸側)は必要ないのかという質問ですが、国土交通省に河床掘削を依頼しましたが、計画河床より低いとの回答です。ちなみに砥部川については、今年度、掘削していただけるとのことです。

次に、(11)御坂川の洪水等についての対策はどうなっているか。台風18号の同程度以上を想定して、最善の防災対策と応急対策を示してくださいという質問ですが、砥部町分の河川は改修済です。

次に、2(1)空き家対策について具体的かつ詳細に教えて欲しいということですので、担当課より、別紙1を見ながら説明をさせていただきます。

地域振興課長

別紙1で「空き家バンク制度について」ですが、町では、「空き家の有効活用」と「定住促進による地域の活性化」を図るため、平成30年4月より「空き家バンク制度」を開始しました。町内に、利活用可能な空き家をお持ちで、空き家バンクによる物件の売買や賃貸を希望する所有者は、空き家バンクへの登録をお願いします。

また、その物件を利用したい方は、利用者として登録を行う必要があります。現在、登録された物件は「10件」、登録されている利用者は「8人」となっています。7月下旬に砥部校区、宮内校区それぞれ2件の物件成約がまとまりました。

空き家バンクとは、空き家の売買または賃貸を希望する所有者や利用希望者からの申し込みにより空き家に関する情報を登録し、町のホームページなどで提供する仕組みです。状況に応じて、町内の不動産業者を紹介することは可能で、愛媛県宅地建物取引業協会加盟の町内13事業所さんを紹介できます。

次に様式第1号、空き家バンクの物件登録申請と裏面の空き家バンク登録カード、この2枚を町へ提出いただき、その提出に伴い、内容と登記情報の確認をした後、現地調査を行います。現地調査の結果、可能だと物件登録通知で町のホームページ、県の移住ネットに公開という運びになっています。

定住促進ということで、この八瀬区においても、1件登録があります。また、AとBをマッチングするのが、町の方で行っている事業です。

簡単ですが、以上で説明を終わらせていただきます。

総務課長

それでは、資料に戻ってください。

(2) 一時停止線を道路面に標示する際に町の指導とご協力を願うという要望ですが、一時停止線の設置は県の公安委員会が行います。地元区から要望があった際は、県公安委員会と地元区との調整役として町が協力させていただきます。

次に、(3) 従来の下水管の掃除をお願いするという要望ですが、町管理の下水管ではありません。

次に、(4) 道路の全面舗装工事の際に道路排水マス等の補修工事をお願いする、蓋はグレーチン可能かということですが、平成30年度・31年度の下水道事業に伴う、舗装工事に合わせて修繕が必要な個所について町で対応します。蓋は、グレーチングで計画しております。

次に、(5) 麻生ハイツの敷地内から雨水等が北側の道側溝に流れてくる善処をお願いするということですが、平成31年度の下水道事業に伴う舗装工事に含めて対応をいたします。

次に、(6) 町内の一斉清掃日の変更についてですが、例年7月に県が実施する「ふるさとを美しくするクリーン愛媛運動の強調月間」にあわせて、町内一斉清掃を7月に実施しています。

別紙2で、生活環境課より説明をします。

生活環境課長

町内一斉清掃の日は、愛媛県のクリーン愛媛運動の一環に合わせています。地区の方で、実施希望日があるときには、生活環境課ごみ対策係と日程の調整等行いまして、清掃が実施できるようにしたいと思っていますので、よろしく願いいたします。以上です。

総務課長

(7) 砥部町の庁内放送が聞こえない所の改善をお願いするということですが、別紙の図面を参考に職員が現場の聞こえ方を確認してみました。

先ほど防災行政無線が6時50分に鳴りましたので、聞かせていただいたのですが、家の中のことまではわかりませんが、外から聞きましたら、聞こえないような音量ではなかったように思います。皆さんの家の向きとか、いつも居る部屋が聞きにくいとかいういろんな事情があるかと思います。役場としては、メールマガジンという、携帯とかスマホなどで、放送の内容が文字で見られる(無料)サービスがあり、推奨しております。これについては、定期的に広報などでもお知らせしています。広報とべ5月号7ページにメールマガジンのことを書いていますので、これを見て登録をしていただいたらと思います。ただ、迷惑メール設定など、特別な設定をされていると登録できないということがあられるらしいので、ちょっと詳しい人に聞いて、登録をしてもらったらと思います。

一通り説明が終わりました。ご質問をお受けします。ご発言をいただく際には、挙手の上、名前を言っていただきますようお願いいたします。

住民 A

水害の対策で、1の(7)と(9)です。八瀬樋門の手前の水路の排水で、毎分30トンの分が何台必要かの問いに、想定外の雨量も考えられることから推定できませんとなっています。それと(9)は、平成30年7月に国交省のポンプ車1台、消防車1台のスタンバイをしていましたが、稼働はしましたか。

総務課長

6日の午後8時30分頃には排水ポンプ車に来ていただき、7日の朝5時50分から排水ポンプ作業を開始し、12時で作業を終えています。

住民 A

7日の午前中に稼働はしているということですか。

総務課長

午前5時50分から12時まで稼働しています。

住民 A

1の(7)は、台風18号時の雨量として毎分30トンだったら何台必要と推定されますかという質問です。その点どうでしょうか。

建設課長

台風18号の雨量では算定はしていませんので、もしそれが必要であれば、後日計算したいと思います。

住民 A

台風18号の時に、国交省の排水ポンプ車が、17時から22時までおそらく稼働しています。この時は、床上・床下浸水でした。町は、毎分30トンの排水ポンプ車を購入されます。排水ポンプ車が何台必要か推定されていないのでしょうか。

砥部町内に排水ポンプ場は何カ所あるのでしょうか。その能力毎分何トン、ポンプが何機、ポンプの費用、それ以外の工事費用、土地の買収費などで、総額がいくらでしょうか。

建設課長

何台いるかという推定ですね。台風18号を前提ということで、あくまで机上の計算になりますが、計算をさせていただきます。

それとポンプ場の件ですが、砥部町に1カ所ゲートポンプ場が八倉にあります。設置は平成10年度です。ポンプの能力は2台で毎分8.4 m³です。費用は当時の金額でポンプが3,171万円、それと本体の付帯コンクリート工事が675万円。合計で3,846万円です。

尚、用地については、道路敷地に設置していますので、用地等の費用はいりません。それに伴う調査設計費というのが別に必要になってきます。以上です。

町長

国土交通省は排水ポンプ車を何台か持っていますが、要請をすれば、砥部町だけでなく、いろんなところへ出向いていきます。そこで、砥部町で排水ポンプ車をもっていれば、事前に準備して、八瀬樋門から通常のように逃げるのと排水ポンプ車で助けていけると考えま

す。7月豪雨でも300ミリを超えるような雨は降っています。町の排水ポンプ車があれば事前に準備ができますので、皆さまに一番心配をかけない良い方法ではないかと思えます。

土地もないのに、多額の費用と年数をかけるのは厳しく、排水ポンプ車が一番いい方法ではないかという結論に至っています。

総務課長

前回の18号と、今回の7月豪雨との大きな違いは、今回は排水ポンプ車が、八瀬樋門の水位がかなり高くなってしまいう前にスタンバイができていたことです。今度、町で購入すれば、水位がかなり上がる前から準備し、排水作業ができます。その経過を見ながら、1台では足りないという状況が予測されれば、早めに国交省の排水ポンプ車を要請する方法を考えております。

住民B

今の件ですけれども、今回は非常に迅速な対応をしていただきました。かなりな雨量にも対応できるのではないかなと感じました。

また、八瀬の樋門が水でいっぱいになるときに、麻生橋のたもとの樋門で水がはけないでしょうか。

建設課長

確かに門田自転車のところに樋門があります。非常に集水面積が少ないので、それに対して、ポンプアップをすればいいんですけど、堰を上げたそこに流れるかどうかというのはちょっと今後検討させていただければと思います。

住民C

1の(5)八瀬樋門の流れ口を直角から斜めにできないのか。これは建築基準で、斜めにはできないということか、それともやったらできるということですか。

建設課長

河川に構造物をつくる時に、河川管理研究技術審査の構造物設置許可基準で水門を設置する方向は堤防法線に対し直角を基準とするとなっていますので、これを斜めにするのは難しいかと思われます。

住民C

砥部川の勢いに負けて八瀬の水が流れこんだウォーターバック（向うの水で遮られて逆流していること）でした。なんとか斜めにできる方法があるのか検討してもらえないですか。

1の(10)の重信川の積もった土砂の除去は必要ないのですかでは、国土交通省でできないという回答のようです。私が八瀬に来た当時は、重信川の川幅が広いので、少々水が出て大丈夫だと思っていました。最近では、森松寄りの土砂が上がって木や草があり、昔は真ん中を流れていた水が、八瀬の方に流れています。そういうことから、川床を平らにして真ん中に水を流してもらえように国交省の方に交渉できないでしょうか。

町長

三坂川と砥部川の合流のところあたりは溜まりますから、県が河床を下げてくれていま

す。重信川は、国土交通省の専門家が、河床は上がってないと言われますが、このことについては、十分に検討をさせてください。

住民 C

よろしくお願いします。

建設課長

今の件は、再度、国土交通省の松山河川国道事務所をお願いします。

それと先ほどの樋門の直角の件です。これは基本とすると書いてありますので、県と協議をしたらと思います。

それと参考ですが、重信川の水位が上がった時に、砥部川の方が川は小さいですから、バックウォーターは必ず発生しています。ただ、樋門の操作によって、水は出ているので、一応報告させていただきます。

町長

堰を締め切るといけないので、水を出しながら排水ポンプ車をとということが建設課長の言ったことです。

住民 C

去年の 18 号の時の翌日から町の対応が早かったです。事後処理をいかに早くするのが大事ですので、お願いします。

町長

町の排水ポンプ車を購入するまでは、国土交通省に事前の対応ができるように、お願いします。

住民 D

1 の (1) で、今回は納期、金額または工事の問題等も考慮して排水ポンプ車を購入することになったということですが、八瀬地区としては、5 年 10 年 20 年の話ではなく、将来に通じて考えていただきたいと思います。将来的にはポンプを設置することを検討していただくことをお願いします。

それから、ポンプ車を購入した場合の設置場所はどこでしょうか。また、八瀬以外で先に発生したらそちらに向かう可能性はゼロではないと考えますので、そのあたりの点もお聞かせください。

町長

まず今現在、砥部町で八瀬樋門以外に排水ポンプ車の対応が必要な箇所はありません。設置場所は、第 2 分団や麻生小学校を検討しましたが、プロの常備消防が全面的に対応するのがいいということで、消防へ車庫を構えて、メンテも管理も運転も常備の消防が行う方針です。

住民 D

それから樋門の直角の問題です。樋門を背にして右側だけでも斜めにカットすることによって流れが変わるのではないかなという感じがします。根本的に全体を変えるの

ではなく何か可能なことはありますか。

建設課長

可能かどうかは、県の管理河川ですのでわかりません。本を読む限り、直角により構造の複雑化を避け、施工の確実性を図っているため、斜めにすれば構造が複雑になるということだと思います。県に確認させていただきます。

住民 D

重信川の土砂の問題です。県の方に問い合わせをすると、基準内だというふうに言われたということですが、我々素人目に見てですね、どこが基準なのか全くわかりません。河川の測量をして土砂がここにありますから基準内ですなど、わかるように説明していただけないでしょうか。

町長

また確認をさせていただきます。

今回は国土交通省もいろいろな問題を抱えておりますので、この重信川につきましても、いろいろと相談させていただきます。国の管理なので、町がこうしますというのは言えませんので、ご理解をお願いします。

住民 A

まず、「伊貴船」周辺の高尾田の土地を利用して排水のための施設、水を引き込み排水ポンプ車で組み取りやすくする施設を建設できるのか検討を始めるということでした。

毎分 20 トンくらいの中ポンプもあるようにも聞いていますから、まず最善の防災対策と、その間の対策をお願いできればと思います。

住民 E

空き家対策について、この空き家バンクというのは、これは貸すような家だけですか、それとも売りたい家の場合も対応しますか。

地域振興課長

資料の 1 番最後の別紙に空き家バンク登録カードがあります。そこに「賃貸または売却の別」とあり、どちらでも対応可能です。

住民 E

八瀬に、空き家になって 4、5 年があり、その持ち主は大阪で、家がかなり壊れ、塀も危ない状況になっています。完全な空き家になり人が住める状態にはない家、台風で波板などが近所まで飛んでくる、庭木が周りへ迷惑になっているなどは、この空き家バンクではなくて、別のやり方もあるように聞いたのですがいかがでしょうか。

建設課長

空き家の対策計画を砥部町が策定している中で、空き家等の利活用以外に、管理不全対策の推進で、空き家の除去事業等もあります。また、空き家の対策を進めるため、地域や民間団体と連携して、相談推進体制にも努めています。窓口は建設課です。壊すということや、リフォーム等の助成もありますので、空き家については建設課にお問い合わせください。

住民 E

建設課で、相談して、見ていただくことも可能でしょうか。

町長

今回も町の方で明らかに危険な家が 1 カ所あり、審議会で強制撤去してもいいという結果がでましたら、強制撤去を町ができます。その費用は当然地主からいただきます。危険な家が通学路であったりする場合には、皆さんと審議会の意見を聞いて強制撤去もやむを得ないという場合は、法律があります。八瀬区で、老朽化して本当に困るという場合は、建設課に相談してもらえたらいろんな対応ができますので、よろしくお願いします。

住民 E

相談させていただきます。

建設課長

場所を教えていただいたら、現地にもまいります。

住民 E

それから、砥部町一斉清掃についてです。愛媛県全体で決めているので、砥部町独自に変更できないとは思いますが、各地区によってと書かれていますので、それでいいのです。

一斉清掃が始まったのは昭和 55 年の高校総体があった年から日を決めてやっていたように思います。あの時に県で決めたわけでしょうか。

生活環境課長

おそらく、愛媛県をきれいにしようとかふるさとを保全しようというような観点ができたのは、昭和 55 年あたりだったと思っています。

住民 E

それは砥部町史やいろいろな人の資料の中に 55 年の高校総体があった年から、砥部町一斉清掃が決められたということが書かれています。

住民 F

河川の問題です。この法律が何年に作られて基準ができたのかわかりませんが、法律の範囲内でそれを基準では守るに守れない時期にきているのではないかと、テレビを見るたびに思っています。これから納得できるような法律基準をしっかりと作られると、安心するのではないかと思います。

もう一つは、先ほどの空き家のことですが、防災についての自助・共助の部分において、町がこの空き家を避難できる場所として確保していただけるということであれば、ありがたいと思います。後の方々は対象者が少なくなるわけですから、皆さんが行動するにもきめ細かく、少しでも手の回るような環境になるのではないだろうかと思います。この空き家制度は早速我々の防災に役立てていただきたいなど、町の配慮をいただきたいと思います。

建設課長

空き家制度については、なんなりとご相談ください。

住民 G

2の(3)、下水管の掃除をお願いしますという問いに対して、町管理の下水管ではありませんと生活環境課からの答えですが、これは、下水道工事する説明では建設課の管轄で下水処理の管轄ではない、建設課の管轄であるから、建設課に相談してくださいというふうに説明では聞いたのですが、これは、町は関係ないのでしょうか。

生活環境課長

ここでいう下水管というのは、今まで使いよった分でしょう。公共下水道の方ではないでしょう。

住民G

雑菅うか。

生活環境課長

雑菅ですよ。生活排水と雨水が一緒に入る管は、生活環境課が所管するようになります。所管の中に管理排水管がありますが、八瀬の合流菅は町の管理する排水管ではありません。

住民G

そちらの工事はどこに頼んだらいいのでしょうか。

生活環境課長

私が思うには、地区管理だと思います。

住民G

地区ということは八瀬地区の管理ですか。

生活環境課長

八瀬地区の管理だと思います。

町長

この下水管の掃除というのは、どういう状態になっていますか。

住民G

トイレもここに流しています。今までは、たぶん工事するのも町の方でしてもらいよったと思います。下水をするときに管理は建設課と聞きました。

生活環境課長

今の公共下水は、上下水道課が管理しています。その公共下水道に接続以前の下水管のことでしょうか

住民G

一般にいう雑菅うか、今、トイレ使いよる人もそれに流しています。

生活環境課長

今、生活環境課で管理しとる排水管ではないということです。この住宅が建った昭和40年頃に下水管の管理を地域で管理していただいているところがあります。例えば、麻生小学校の横の団地も地域の管理の下水管になっています。その時代は、おそらく地元の管理ではなかろうかと思います。

住民A

愛媛県の住宅供給公社から、昭和42年、それより後の方もいますが、町の管理になったということはないのですか。そしたら住宅供給公社が作った排水管ですから、県との交渉ということになるのですか。

生活環境課長

今、その住宅供給公社は存在していません。

住民A

今はないのですか。

生活環境課長

ないと思います。

住民A

伊予市にありましたが、今はないのですか。

生活環境課長

今、組織自体がないのだらうと思っています。

住民A

そうしましたら県相手ですね。

生活環境課長

そういうことになると思います。今まで町の管理排水管になるのは、寄付を受けて、町が管理しているところです。

住民A

でも、今までに、いわゆる従来の下水管を町の方が維持管理・清掃なんかしたことは一切ないのですか。

生活環境課長

ありません。

その清掃について、何かお困りのことがあるのでしょうか。

住民A

だいぶ詰まっています。土で。

生活環境課長

土で詰まっているのですか。

住民A

それと去年の18号の時には、道路側溝の雨水排水は従来の排水管に流れています。とすると、道路の排水が排水管に流れているのに、町の管理ではないということですか。

生活環境課長

町の管理というよりも、下水管が詰まるとという状態で、流れてないということですか。

住民A

全部は詰まっていますが、私が知っておりますのは、ある方が家を建て替えまして、従来の下水管に繋ごうとした時に、だいぶ土が詰まっったというのは聞いたことがあります。

す。

それと 18 号の時の道路側溝のマスが最初に詰まりました。道路は町道で、町道の排水は町が構えるのであれば、町と県のどちらに言うのかご検討してください。

生活環境課長

調査させていただきます。それでよろしいでしょうか。

住民 A

道路の側溝は、道路管理者がするのですよね。

生活環境課長

そうです。

住民 A

そういうことですね。

住民 E

八瀬地区、下水道管の各工事をしています。八瀬のような低いところから下水道に流した下水が、麻生橋を通して八倉の処理場へ送っていますよね。かなり低いところから高いところにポンプで汲み上げているので、何か所くらい汲み上げているのかと場所を教えてください。

上下水道課長

麻生小学校からポンプアップであげて、八倉へ送っています。ポンプの箇所が何か所あるかは覚えていないのですが、いくつかポンプは大小あると思います。

住民 G

きれいになった水は砥部川に流すということは持って上がるということですか。

上下水道課長

八倉で処理した基準に達した水は三角までポンプアップして、そこから砥部川の水路を確保しています。

住民 G

三角まで上げて、それを再利用しているわけではない。

上下水道課長

再利用ではありません。

住民 F

空き家を町が借り上げて、緊急なときに避難場所として利用できないでしょうか。

町長

八瀬区に空き家があってもそこが避難場所というのは無理だと思います。危ないところに避難することになります。

住民 F

何かあった時に借り上げて、そういうところに作らせていただければ。

町長

同じような状態のところ避難するというのは、自主避難は大事ですが、この地域は麻生小学校ということで避難場所を決めています。八瀬区の中に空き家があるからそこへみんながまとまっていくのは、避難所というのには向かないと思っております。

住民F

ありがとうございます。

住民H

近所の家の前の道路が陥没していました。関係の係の方に、昼間見ていただいたらと思います。

建設課長

帰りに確認させていただけたらと思います。ご案内をお願いします。

住民A

下水道の後の道路の全面舗装は、今年度と来年度の2回になるのですか。

上下水道課長

八瀬区は、今年度と来年度に分けてさせていただこうと思っております。

住民A

東と西に分けてですか。

上下水道課長

資料の青いところが30年度で赤いところが31年度になります。赤いところは県団地と八瀬の大きい境のところと、南側の水路があるところが31年度になります。中の方は30年度1月末予定です。住宅内は30年内になります。

住民A

八瀬の住宅内は30年度ですか。

上下水道課長

八瀬の住宅内は30年度で、八瀬と県団地の境のところと南側のこの通りが31年度になります。

住民A

全面舗装する時は、今の舗装を全部剥がしてやり直すということですか。

建設課長

基本的には全て剥いでやり直します。

住民A

建設課がするのではないのですか。

建設課長

下水を掘った後、上下水道課に負担金を払ってやります。

住民A

施工は上下水道課が、今の舗装は全部剥いで、路面の砂利を出してするから、道路高は同じ高さであるということですか。

町長

基本的にはそういうことです。上に重ねて復旧するのではなく、高さは同じようにやります。元々あったところにオーバーレーで、ひび割れして欠けているから、元の高さより下がるというぐらいに考えていただけたらと思います。

住民 A

上がるのではなくて、今より下がる場所もあると。それと、マスは、壊れたマスのところに赤のペンキを付けていますが、側溝の集水マスのやり変えようとしておいでる印ですか。

建設課長

そういうことです。

住民 A

違う箇所も欠けたりしているところは建設課と上下水道課のどちらに申し出をしたらいいのでしょうか。

町長

どちらでもいいです。建設課へグレーチングの問題とかありましたら、こちらの方で責任もってやらせます。

住民 A

ありがとうございます。

住民 I

八瀬の自主防災組織の防災士をしています。先ほど避難所の件が出てたんですけども、18号の時に、麻生小学校に避難されようとして、橋の袂まで行かれたけど、水かさがあって怖くて橋が渡れずに帰って来たっていう方もおられました。18号の時には、八瀬周辺の道路も通行止めになり車はかなり遠回りをしないと麻生小へ行けませんでした。

その後、八瀬でも意見を出し合って、自主防も検討しまして、先日の大雨の時には、この集会所を一時的に開放し、一晩開けさせてもらいました。

集会所の老朽化と、平屋ということで、5年先位には建て替えを計画しています。集会所の建て替えで、避難場所ということで、何かサポートをしていただけないでしょうか。

総務課長

まず町が指定した避難場所が何カ所かありますが、集会所でしている所は八倉や重光など数カ所です。この場所は、町が指定する避難場所としては適切でない場所と考えます。避難場所とは関係なく、他の補助金とかの情報でよろしいでしょうか。

住民 I

5年先10年先待ってられない状況ではないかなという感じがします。

地域振興課長

地域振興課で砥部町コミュニティ施設整備事業費補助金があります。その中に集会所の新築工事というのがあります。補助対象経費の10分の6は補助金です。建築基準面積が八

瀬区の戸数に応じたものになっています。計画があがりましたら、具体的に対応させていただきます。

総務課長

いろいろご意見があれば手を上げていただければと思います。

住民 J

最近の大阪で地震があったと時のことですが、塀が倒れて子どもさんが亡くなりました。新聞でも高さの制限のという話がありましたけども、砥部町では制限の範囲内であるかどうか、危険がある塀かという調査など基本的なものは行われないのでしょうか。

建設課長

公共施設は、調査を全てして、危険なものは撤去ということになっています。個人のものはありません。

住民 J

危険度の調査。それと今は耐震で補助がありますが、塀をやり直すときの補助的なものはありませんか。

建設課長

塀に関しては今のところありません。

住民 J

ありがとうございます。

区長

砥部川の護岸に栗石にコンクリートをまいたようなやつがあります。栗石の間にハゼの木などがいっぱい生えているところがあります。水の勢いが激しくなると何か起きないか心配になります。どんなでしょうか。

建設課長

それについては、重信出張所に伝えます。要は栗石の間から草や木が生えていて、そこから水が入るといけないのではないかということによろしいでしょうか。

区長

根の力で、結局穴を開けるのじゃないかということです。

建設課長

根もはるし、水も入るということによろしいでしょうか。

区長

そこから土手が崩れるということが心配です。

建設課長

伝えます。ほぼ毎日点検されているので大丈夫だとは思いますが、回答は砥部町から文書でさせていただきます。

区長

はい。

総務課長

ほか、何かご意見ございませんでしょうか。

ご意見ないようですので、最後の挨拶を上田副町長より申し上げます。

4. 副町長地区懇談会閉会あいさつ

5. 閉会